

建技第526号
営繕第33号
農整第804号
令和7年3月24日

部内各所属長
部外関係室・課長 殿

土木部長
農林水産部長

富山県電子納品運用ガイドライン(案)の改定について

このことについて、下記のとおり改定したので通知します。

記

1. 改定内容

- ・富山県電子納品運用ガイドライン(案) [土木工事編] 本文及び付属資料
- ・富山県電子納品運用ガイドライン(案) [土木調査設計業務編] 本文及び付属資料
- ・富山県電子納品運用ガイドライン(案) [建築工事編] 本文及び付属資料
- ・富山県電子納品運用ガイドライン(案) [建築設計等業務編] 本文及び付属資料

2. 適用

令和7年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

ただし、既発注工事においても受発注者間協議の上、適用可能とする。

3. 閲覧方法

富山県土木部建設技術企画課ホームページから閲覧できます。

建設技術企画課 HP—電子納品—富山県電子納品運用ガイドライン(案)
<https://www.pref.toyama.jp/1510/kendodukuri/doboku/cals.html>

事務担当：土木部建設技術企画課技術指導係
土木部営繕課営繕第一係
農林水産部農村整備課技術管理係